

志摩市一般廃棄物収集運搬業・処分業許可に関する方針

令和8年3月に志摩市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の策定を行ったことに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項及び第2項、第7条第6項及び第7項に係る、新規許可及び許可更新に関する方針について、以下のよう
ように取扱いを行います。

○新規許可申請（令和9年4月1日より適用）

現在、本市は既存の一般廃棄物収集運搬業・処分業許可業者で、市内の一般廃棄物の適正な収集・運搬及び処分を継続的かつ安定的に行っている状況にあります。

許可業者の濫立によって、一般廃棄物収集運搬業・処分業の需給の均衡が損なわれ、価格競争等で廃棄物が適正に処分されず環境衛生の悪化を招き、ひいては市民の健康や生活環境に被害が及ぶことが懸念されるため、令和9年4月1日から当面の間、法第7条第1項及び第7条第6項に係る新規許可を原則認めないこととします。

○許可更新申請（令和10年4月1日より適用）

新規許可の制限の趣旨及び市内の一般廃棄物の排出量が年々減少していることを踏まえ、当該許可期間中（2年間）に、法第7条第1項の許可を必要とする、一般廃棄物の収集運搬を必要とする業務を一度も行っていない場合、又は本市が発注する業務で、一般廃棄物の収集運搬が業務の内容に含まれているものを受注していない場合で、特段の理由を除いて、当該許可に対する許可更新を原則認めないこととします。

○例外規定

下記の理由に該当する場合は、上記の取扱いに関わらず例外的に、法第7条第1項及び第6項の許可を認める場合があります。

1. 本市又は既存の許可業者による処理が困難な廃棄物が発生した場合。
2. 本市又は既存の許可業者の処理方法以外で、一般廃棄物の減量化・資源化の推進となる場合。
3. 本市の一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可を有している状態で、個人が法人化する
場合、又は法人同士が合併する場合等新設された法人等で、一般廃棄物の収集運搬・
処分が適切に行われると認められる場合。
4. 上記以外で、特別に市長が認める場合。